



Message

国と地方の協議の場の法制化



社団法人 日本下水道協会会長
池田市長

倉田 薫

Kurata Kaoru

「政権選択」を大きなテーマとして実施された昨年夏の衆議院総選挙は民主党の圧勝に終わり、政権交代が現実のものとなった。政権公約（マニフェスト）なるものがここまで注目された選挙はかつて無かったのではないだろうか。そして、子育てや年金、医療などに加えて「地方分権」や「地域主権」という言葉が各党のマニフェストの中に踊ったことは、わが国における地方分権改革の進展を象徴するものとして地方公共団体からの注目と期待を集めることとなった。全国知事会や全国市長会が各政党のマニフェストの中の「地方」に関する部分について特に自民、公明、民主の三党の政策担当者に対して公開の場で正式にもの言う機会を持つことが出来たのも画期的なことであった。

選挙の結果誕生した新しい政権が、その政権公約で約束したとおり「地方」に目を向けながら施策を展開していくという姿勢は今、「国と地方の協議の場の法制化」で示されようとしている。

昨年12月、私はこの国と地方の協議の場の法制化に向けた作業部会へ、全国市長会を代表しての参画という重責を担わせていただくこととなった。作業部会のメンバーは、政府側は松井・瀧野両官房副長官、逢坂内閣総理大臣補佐官、津村内閣府政務官、小川総務大臣政務官の5人、地方側は山田京都府知事、古木山口県和木町長と私の3人である。作業は12月18日の第1回会合にはじまり2月18日の第3回会合で終了した。一度の会合に要する時間は約1時間と短時間ではあったが、それぞれに忙しい公務の合間を縫っての日程調整のことを考えるとなかなか中身の濃い2か月間であったように思っている。

ところで、この国と地方の協議の場を設けることにはいかなる意義があるというのであろうか。ここで、改めて述べてみたい。

「地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係大臣と地方六団体の代表者が協議を行うことにより、地域主権改革の推進を図るとともに、国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ること」これが、国と地方の協議の場の設置目的である。「地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案段階で地方六団体の代表者が関係大臣と協議を行う」というのは国と地方の関係でいうと過去には全くなかった画期的なことである。文字通り国と地方が上下、主従の関係から対等平等の関係になったことを具体的に法律に書き込むというのだから、首長としての経験を持つ逢坂内閣総理大臣補佐官をして「かつて首長として求めていたことが、現実のものとなることに涙が出そうになるくらい感激した」と、思わず口をついて出た言葉である。もとより私も、第二期地方分権改革の時代になって「やっこここまで来た」と感激している一人である。

作業を終えて私達はこの協議の場での協議が実効性のあるものとなるよう双方が心がけなければならないと誓い合った。例えば、「後期高齢者医療制度」や「こども手当の支給」などについて、この協議の場で政策立案段階で協議していたとすれば、もっとスムーズに施策が実施できたのではとと思っているからである。

この法制化作業の中で特に問題となった案件の一つに、この「国と地方の協議の場」で確認したことに対する尊重義務がある。協議の場に参加する政府側はそ

の施策実施にあたる所管大臣で、地方側は六団体の代表者である。しからば、この六団体の代表者は、この協議の場の決定事項についてそれぞれの構成員に徹底できるのか、という問題である。現に住民基本台帳ネットワーク化についても「今なお、その接続を拒んでいる首長がいるではないか」との指摘があった。「法治国家において法律で定められた方針に従わない首長が出てくることを法律が想定していなかったということ」ではあるが、地方六団体の長の役割・責任に対し、一定の疑問が投げかけられたものと思う。例えば、「全国市長会の会長の発言、約束に従わない首長が存在したら」と、そこまで言われたら、この国と地方の協議の場そのものの存在意義が問われることになってしまう。結局、地方団体としてはそれぞれの団体の代表が相当な覚悟を持って出席するというをご理解いただいた上で、協議の場での決定事項に対する尊重義務とは、その出席者が負うことに限定されることとなった。いささかファジーなところがあるものの、わずか2か月、しかも正式には3回の会合でここまでまとめられたことについては、逢坂内閣総理大臣補佐官と山田京都府知事の力によるところが大きかったこともあえて申しあげておきたい。いずれにしても、前述のとおり第二期地方分権改革の時代において、その地方分権改革（地域主権改革）が画期的に前進、進化したことは間違いない。

そして今、日本下水道協会会長の任にある私としては、あの仕分け作業で「国から地方へ」と仕分けされた下水道事業の今後の進捗、あり方について、ある種一方的な仕分け作業ではなく、この協議の場で話し合われる時がそう遠くないことを願っている。